

滅した時、蓮如が足利義尙に迫られて、加賀一國の門徒を破門した如きは是である。門徒拂になつた者を赦免するを後生御免といつた。若松坊蓮僧が本願寺に反抗した時、その黨與であつた加賀牢人は、蓮僧示寂の後に至つて後生御免の恩典に與つた。又生命を斷つこともあつた。天正三年金澤御坊の坊官杉浦登岐法橋は惡逆の故を以て生害を命ぜられた。是等は本願寺から命ずるか、又は金澤御坊が本願寺に稟請して執行するかであつた。罪科の輕微で自由刑に當るもの、又は農民の財産に關する判決の如きは、郡の長でも專決し得たやうである。

(十一) 寺坊と直參道場—本願寺が布教する機關には寺坊と直參道場とあつた。寺坊に屬する門徒は本願寺に對して陪屬の關係を有し、直參道場を有するものは直屬の門徒である。當時寺坊は尙多くなかつたから、土民中稍教義を解する者を擧げて道場主とし、道場主の法名を稱へて寺號を稱せず、圓願にして未結を乘てぬ者が生じた。寺坊を有せぬ土民はこの道場を寺坊代用の禮拜場又は説教場としたのであるが、後世では直參道場も多く寺坊を保護者に仰いで、その出張所の如き觀を呈することになつた。門徒がその寺坊所屬たる直參道場所屬たるを問はず、開法安心の機會を作らんが爲結社をなしたものは之を講といふた。蓮如以降能美郡に四講といふのがあつたのは、四個の講中であらうと思はれる。

(十二) 財政—一向一揆の中央政府たる本願寺の巨大なる財政を維持することは、門徒にとつて重大なる責務であり、門徒は或は米錢を志納し、或は土地を寄進してその收入を潤澤

ならしめた。本願寺が寺領を加賀に得たことは、亦蓮如の時から初つてゐる。年貢を本願寺に收納する手續は、金澤御坊に於ける職員に當り、秋收は一々之を日記に登録し、後には米穀運搬の不便を避け、錢貨に代へて送致したもので、天文日記を咀嚼すれば明らかになつてゐる。又年貢の外、別に定期・不定期に、門徒より金錢を納める者が少くない。之が徵收の方法は、或は講の周旋によつて講中の志納を集め、或は寺坊に於いて檀徒の義捐を募り、直接に之を本願寺に齎した。故にこの場合に、金澤御坊は何等仲介をしない。之に對する謝意も、亦法主の直接に表示するもので、之が領收書を利用して宗義を宣傳したことは、一向宗獨特の方法である。本願寺に對する志納の一種に飯米といふものもあるが、これは法主の食料を寄進する意味で、又錢貨に代へて送致した。次に轉錢がある。門徒が本願寺から或特權を興へられ又はその斡旋によつて利益を受けた時に捧げるもので、性質上年貢又は志納と異なるが、本願寺の收入の一たることは同じい。本願寺は亦門徒の自發的寄捨によらず、資金の必要ある場合に、勸進の方法によつて求むることのあつたことは勿論である。例へば天文元年以降四年に至る間に、山科・大坂の本願寺以下多く焼亡毀壞したから、翌五年再建の費用を諸國門徒に募集した如きは是である。

(十三) 本願寺領—加賀に於ける本願寺領が、夙く蓮如の頃に初つたことは、天文日記天文五年十一月十二日の條にも見える。しかし、世人が一揆時代の加賀が悉く本願寺領であつた如く考へるのは甚だしい誤解で、富樫氏の

滅亡によつて領主を失つた土地は、眞に農民の自主自營する所になつたと同時に、上國に本家のある土地は依然としてその領有であり、而して本願寺の年貢徵收權を有したものは、何等かの理由で寄進を受けた土地に止り、自ら手を下して掠奪したものではなかつた。是を以て國中到る所寺社檀紳の莊園は散在してゐたが、既に自己の實力を確信した農民は、概ねその年貢を未進に附することになつた。因つて本家は先づ幕府に愁訴し、幕府も亦一揆に諭したが、全然効力がなかつたから、彼等は更に本願寺に請うて、その本家たることを確認した折紙を得、之を農民に示して貢賦を強ふる方法を案出した。之に對して本願寺が折紙を發行し、發行せんとし、又は發行せざることに處分した本家領の名目は、天文日記の附録たる加州本家調付日記に記されてゐる。さればこの日記の研究によつて、農民が貢賦を納るゝと納れざるに拘らず、加賀に本家領の莊園尙多く、本願寺直轄の地に至つては、十百の一に過ぎなかつたことが知られる。

(十四) 能登と一揆—能登には一揆の勢力が及ばなかつた。天文日記にも、能登の門末に就いて一も記してないのは、守護畠山氏の勢力が尙國中に及び、土民をして濫に財物を本願寺に致さしめなかつた爲であらう。畠山氏が本願寺と軋陸した形跡は天文九年に初り、同二十年五月十七日に能登から坊舎建立を申出でた記事がある。坊舎は即ち別院である。しかし、今に至るまで能登に別院のない事から考へると、こは本願寺の意を迎へたわけではなく、實際起工するには至らなかつたのだらう。

イツコウシュウジン 一向宗寺院 ↓ シンシュウジン 眞宗寺院。

イツサク 一作 米作に准じて諸事一度限りの義に用ひたる語。『盆中野田御廟參詣之儀、去年者一作之儀に奉願參詣仕候。』の類である。

イツサクヒキメン 一作引免 ↓ ヒキメン引免。

イツシキアキヒサ 一色昭久 通稱源右衛門。文化四年七月發父昌助の遺知千五百石を襲ぎ、自分知百五十石を併せ領したが、十二年十月不行狀を以て五百石を減じ逼塞を命ぜられ、文政五年十月更に不行狀を以て御答仰付けられたが、咎中不愼の罪により越中五ヶ山に流刑となつた。その嫡子源三郎昭徳は天保十年新番御右筆に召出された。

イツシキテルマサ 一色昭昌 通稱主膳。父は豐臣秀吉の臣一色民部大輔。昭昌初め宇喜多秀家に仕へて一萬石を領したが、慶長五年來つて前田利長に臣事し、俸二千石を受けて足輕頭に任ぜられた。慶安三年歿。子孫世藩に仕へたが、その嫡系は第九代源右衛門昭久に至つて斷絶した。

イツシユ 一種 肴一種類をいふ。萬治二年正月の法令に、『歲暮御祝儀、自分知二萬石以上御小袖一つ、同一萬石以上一荷一種、同三千石以上御肴一種充可上事。』などあるものは是である。

イツシヨウ 一抄 金澤の俳人。冬蘭庵と稱した。一に冬葉庵に作る。文化十二年五月廿一日歿。

イツセン 一泉 金澤の俳人。元祿二年芭蕉の來るや、一泉をその居松玄庵に訪うて、

芭蕉の來るや、一泉をその居松玄庵に訪うて、